

議案第86号

三朝町多目的展示施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町多目的展示施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年12月12日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町多目的展示施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

三朝町多目的展示施設の設置及び管理に関する条例（平成24年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(開館時間) 第6条 展示施設の開館時間は、 <u>午前10時から午後6時まで</u> とする。 2及び3 略	(開館時間) 第6条 展示施設の開館時間は、 <u>午前9時から午後5時まで</u> とする。 2及び3 略
(休館日)	(休館日)

第7条 展示施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 1月1日から同月3日までの日並びに12月30日及び同月31日

2及び3 略

別表(第16条関係)

1及び2 略

3 展示室等使用料

略

備考

- 1 この表中「1日」とは、午前10時から午後6時までをいい、第6条第2項の規定により開館時間を変更している場合、使用が1日に満たない場合等にあつては、1時間あたりに換算して適用するものとする。この場合において、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算するものとする。

2 略

第7条 展示施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 1月1日から同月3日までの日及び12月29日から12月31日までの日

2及び3 略

別表(第16条関係)

1及び2 略

3 展示室等使用料

略

備考

- 1 この表中「1日」とは、午前9時から午後5時までをいい、第6条第2項の規定により開館時間を変更している場合、使用が1日に満たない場合等にあつては、1時間あたりに換算して適用するものとする。この場合において、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算するものとする。

2 略

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。